

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

(記載例については、裏面
を参照してください。)

この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告をする場合に使用します。なお、これらのうち2以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、『先物取引に係る雑所得等の説明書』を参照してください。

（令和 年分） いざか当てはまるものを（ ）で開んでください。 → 事業所得用
譲渡所得用
雑所得用 氏名 _____

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

		Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	合計 (ⒶからⒸまでの計)
取引の内容	種類				
	決済年月日	・・	・・	・・	
	数量	枚	枚	枚	
	決済の方法				
収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額 ①	円	円	円	円
	譲渡による収入金額 (※) ②				
	その他の収入 ③				
	計 (①+③)又は(②+③) ④				
必要経費等	手数料等 ⑤				
	②に係る取得費 ⑥				
	その他の経費 ⑦ ⑧ ⑨				
	小計 (⑦から⑨) (までの計) ⑩				
計 (⑤+⑩)又は(⑤+⑥+⑩) ⑪					
所得金額 (④-⑪) ⑫					

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の①(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFのⒶ収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑫(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑫)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑫(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑫)に「0」と書いてください。

(※)カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

- ①、④及び⑫欄は金額が赤字のときは、赤書き(△印)してください。
- Ⓐから⑫の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。
- ⑦本年の⑫欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、⑪本年の⑫欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、『令和 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)』も併せて作成してください。

「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」の記載例

いざかがてはま
るものを()で
開んでください。 → 事業所得用
譲渡所得用
雑所得用
(令和〇〇年分) 氏名 国税太郎

		(A)	(B)	(C)	合計 (A)から(C)までの計)
取 引 の 内 容	種類	○○○○	○○○○	○○○○	
	決済年月日	××・××・××	○○・○○・○○	△△・△△・△△	
	数量	枚 40	枚 10	枚 30	
総 収 入 金 額	決済の方法	仕切	仕切	仕切	
	差金等決済に係る利益又は損失の額 (①)	円 2,620,000	円 △300,000	円 90,000	円 2,410,000
	譲渡による収入金額 (※) (②)				
	その他の収入 (③)				
必 要 経 費 等	計 (①+③)又は(②+③)	円 2,620,000	円 △300,000	円 90,000	円 2,410,000
	手数料等 (⑤)	166,000	83,000	240,000	489,000
必 要 経 費 等	②に係る取得費 (⑥)				
	その他の経費 ⑦ 消費税等 (⑧)	16,600	8,300	24,000	48,900
	⑨ 小計 (⑦から⑨) (までの計)	16,600	8,300	24,000	48,900
必 要 経 費 等	計 (⑤+⑩)又は(⑤+⑥+⑩)	182,600	91,300	264,000	537,900
	所得金額 (④-⑪)	2,437,400	△391,300	△174,000	1,872,100

(※)カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

◎ ①、④及び⑪欄は金額が赤字のときは、赤書き(△印)してください。

◎ ④から⑪の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

◎ ⑦本年の⑪欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、⑪本年の⑪欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、「令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書付表(先物取引に係る繰り越損失用)」も併せて作成してください。

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の①(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの(A収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑧)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑧)に「0」と書いてください。

- ◎ 事業所得用又は雑所得用としてこの明細書を作成する場合は次によります。
- ①から⑪の各欄は、差金等決済ごとに記載してください。
 - 「種類」欄には、先物取引の内容に応じて、次のように記載してください。
 - 商品先物取引等
差金等決済を行った商品取引所及び商品名について、東商バージガソリン、堂島とうもろこし、NYMEX原油のように記載してください。
 - 金融商品先物取引等
差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名について、大阪ミニ225、大阪TOPIX、大阪長国OP-c、大阪日経225OP-p、大阪NYダウ、大阪金(標準)、為替証拠金米ドル/円、円3か月金利、円3か月金利OP、CME日経225先物(円建で)のように記載してください。
 - カバードワラントの取得
カバードワラントの差金等決済を行った金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び商品名を記載してください。
 - 「決済年月日」欄には、先物取引の差金等決済をした年月日を記載してください。
 - 「数量」欄には、差金等決済をした先物取引の数量を記載してください。
 - 「決済の方法」欄には、先物取引の差金等決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載してください。
 - 「差金等決済に係る利益又は損失の額」①欄には、先物取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額を記載してください。なお、損失が生じた場合には、赤書き(△印)してください。
 - 「手数料等」⑤欄には、手数料等の額を記載してください。
- (注) 事業所得・雑所得用としてこの明細書を作成する場合には、②欄及び⑥欄への記載は必要ありません。
- ◎ カバードワラントの譲渡所得用としてこの明細書を作成する場合は、上記の事業所得又は雑所得用の記載方法に準じて記載するほか、次によります。
- 「譲渡による収入金額」②欄には、カバードワラントの譲渡による収入金額を記載してください。
 - 「手数料等」⑤欄には、その譲渡のための手数料等の額を記載してください。
 - 「②に係る取得費」⑥欄には、その譲渡に係る購入価額、その購入のための手数料等の額を記載してください。